

「山口県子どもの貧困対策推進計画」（素案） に対する意見募集の実施結果について

1 意見の募集期間

令和2年12月15日（火）から令和3年1月14日（木）まで

2 意見の件数

2人 21件

3 意見の内容と県の考え方

（1）計画の構成等に関すること

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	全体の施策体系を整理した上で、既に他の計画で推進しているものと、本計画にしか掲載されていないものを明確にして、本計画では、特にこの点を重点的に進めるということをわかりやすくすれば、計画策定の意義がもっと明確になると思う。	本計画に掲げた施策は、他の計画でも推進しています。 また、子どもの貧困対策は、特定分野のみを重点的に進めればよいというものではないため、福祉、教育、労働等様々な分野が相互に連携しながら総合的に推進しています。
2	施策体系では、「教育の支援」と「子どもの就労支援」が別の項目立てとなっているが、「子どもの将来の経済的な自立に向けた支援」という目的からすると、「教育支援と就労支援」は不離一体的に推進すべきと考える。	取組の趣旨や内容等を踏まえ、本計画では、「教育の支援」と「子どもの就労支援」を別の施策体系として位置付けています。 事業の実施に当たっては、相互に連携して、一体的に進めてまいります。
3	本計画では、特に貧困といった、要因が複雑かつ複合的に絡む問題なので、そこに焦点を当てて、複合的な取組を進めることを示し、そのための具体的な施策を打ち出すことが肝要である。	子どもの貧困問題は多岐に及ぶため、有識者等関係機関で構成する協議会の意見も聴きながら、関係課が連携して、それぞれの施策にしっかり取り組んでまいります。

（2）パブリック・コメントの実施方法等に関すること

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
4	年末年始も含めた上で、且つ意見募集期間が重なる意見募集計19案件実施（1/3時点）、資料数十ページにもなる案件も含むの中で全案件通常と同様の1ヶ月の期間設定は意見募集の体を成していない、と感じます。期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見募集再実施を求める。前述対応が不可能ならば、その具体的な理由を明示願う。	本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。 意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。

5	<p>当件についてこの時期（年末年始を含む時期）に意見募集期間を設定した理由を明示願う。</p>	
6	<p>前述、当案件当時期パブリックコメント／意見募集実施理由への御返答が「県行政の進行／スケジュールの関係」の場合、「この時期の意見募集設定・案件集中」は必須と言う事となります。パブリック・コメント（県民意見募集）を適切に実施する為の恒久的対策の実施（意見募集期間に年末年始を含む場合・案件集中する場合は期間延長必須、等）を御願います。前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願う。</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しています。</p>
7	<p>「年末年始含む期間にパブリックコメント／意見募集案件集中」に関しての前述（期間の年末年始回避、案件集中回避）の様な意見を、過去数年、複数回／複数案件、意見募集期間に年末年始を含んでいた各パブリック・コメント／県民意見募集に送付したと記憶している。パブリック・コメント／県民意見募集について、県行政として「年末年始含む期間の回避」について何らかの対応（県行政としての検討、県内各部署への通知指示指導広報等）がなされたかどうか明示願う。</p>	
8	<p>同様に、「年末年始含む場合の期間延長」について何らかの対応（各部署への通知指示指導広報等）がなされたかどうか明示願う。</p>	
9	<p>同様に、「案件集中の回避」について何らかの対応（各部署への通知指示指導広報等）がなされたかどうか明示願う。</p>	
10	<p>同様に、「募集時期集中時の期間延長」について何らかの対応（各部署への通知指示指導広報等）がなされたかどうか明示願う。</p>	
11	<p>前述各対応が無かった場合は、「（過去のパブリックコメント／意見募集でも指摘があったにもかかわらず）なぜ県として対応をしなかったのか」、関係各部署に御確認の上で対応非実施の理由を明示願う。</p>	

12	<p>前述対応があった場合、なぜ今回の当パブリックコメント／県民意見募集で適切な対応（集中回避・集中時期間延長等）が取られていないのか明示願う。</p>	
13	<p>前述御返答内容に関わらず、期限通常通り1ヶ月での意見募集19案件集中では意見提示困難。改めて期間延長を求める。</p>	
14	<p>県行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記憶している。「県民＝主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長／再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願う。</p>	
15	<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した／記事掲載されたのか、『具体的（媒体、掲載日、大きさ）』に提示願う。</p>	<p>パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告（12月26日の山口新聞及び中国新聞「山口県からのお知らせ（山口県広報）」）により、広報に努めました。</p> <p>掲載日が分かれた理由は、パブリック・コメントの開始日が異なるなどのためです。</p>
16	<p>今回の意見募集期間重複19件では、新聞広告「山口県からのお知らせ（山口県広報）」（新聞下4－5段広告）に掲載案件・未掲載案件（別途小広告記載）に分かれたと認識している。県民意見募集の広報手段が分かれた理由を明示願う。</p>	
17	<p>各案件について、前述新聞広告で一方の広告を選択した理由を明示願う。</p>	
18	<p>今回の案件を含め、県広報誌や「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント／県民意見募集についてや、パブリック・コメント／県民意見募集全般に関する記事が殆どまたは一部しか掲載されていない理由を明示願う。</p>	
19	<p>前述各意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント／県民意見募集についての広報が十分になされたかどうか、御判断御明示願う。</p>	

20	<p>パブリック・コメント／県民意見募集の期間が1か月なのに対して、県広報紙発行が2－3か月間隔と言うのは、県の広報手段として不適切な発行期間と感じる。県広報紙発行頻度の見直しを実施願う。</p>	<p>県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p> <p>限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。</p>
21	<p>資料未確認だが、当件の内容は地域性専門性の高いものとなっていると考える。県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家・各自治体からの直接の意見聞き取り等の実施を御願います。</p>	<p>本計画は、学識経験者、福祉・教育・就労関係者、支援者及び行政機関で構成する「山口県子どもの貧困・ひとり親家庭等対策推進協議会」や「山口県子育て文化審議会」を通じ、様々な分野で活躍されている県民の皆様から直接御意見をお聞きするとともに、山口県社会福祉審議会委員や県内全市町の子どもの貧困対策担当課に対する意見照会を実施し、いただいたご意見を最終案に反映させています。</p>